

制 定 の 趣 旨

1 制定の趣旨

地すべり対策に係る事業は、昭和33年に「地すべり等防止法」が制定されて以降、本格的に実施され、農林水産省（農村振興局、林野庁）及び国土交通省により、所要の対策が講じられてきた。地すべり等防止法に基づく農村振興局所管の地すべり防止区域の指定は、1,978か所、11万2,000ha（令和4年3月時点）に及ぶ。

土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」は、地すべり対策事業及び土地改良事業の計画作成に当たっての基本的事項を定めた技術基準であるが、現行基準が制定された平成16年3月から十数年が経過した。その間に蓄積された計画設計技術の知見、新たに開発された調査手法、地すべり防止区域及び地すべり防止施設の管理を行う重要性の増大等による農地地すべりを取り巻く社会情勢の変化等を反映させる必要が出てきた。

これらのことを踏まえ、概成に関する項目を新たに設けることとともに、所要の改定を行い、一層の効率的かつ効果的な事業実施に資するものである。主な改定内容は以下のとおり。

- ・「基準本文」

新たな項目として「概成」を追加した。管理については、「地すべり防止区域の管理を適切に行う」ことを示した上で、地すべり防止施設の管理は「機能が長期的・安定的かつ確実に維持できるよう管理計画及び体制を確立して行う」こと等を記載した。

- ・「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」

基準の改定に合わせ、「概成」に関する内容を追加したほか、事業計画は「工事完了後の概成及び概成後の管理にも配慮した総合的な観点から検討する」ことを記載した。また、地すべり防止施設の管理については「管理計画及び個別施設計画（長寿命化計画）における管理方針に基づき、定期的な点検、計画的な健全度評価等を行い、施設の保守、補修・補強等に努める」ことを明示するとともに、地すべり防止区域の管理において「地すべりの特性、保全対象の重要度等に応じて、地すべり活動及び地すべり防止施設による地すべり災害の防止効果を長期的に監視するために必要な観測体制を維持する」こと等を記載した。

2 制定の経緯

本基準の制定に当たっては、令和2年9月に食料・農業・農村政策審議会に諮問し、同審議会農業農村振興整備部会技術小委員会に付託され、4回の調査審議を経て、令和4年3月に基準（案）が適当である旨の答申がなされた。

なお、本基準の制定に当たっては、農地地すべりに関する専門的な知識を有する学識経験者等を構成員とする「地すべり調査有識者意見聴取会」を設置し、基準（案）の検討を行った。また、検討に当たっては、パブリックコメントにより広く国民から意見・情報の募集を行った。

地すべり調査有識者意見聴取会の構成員は、次のとおりである。

意見聴取者	酒井 俊典	上野 雄一	奥山 武彦
	川本 治	中里 裕臣	

このほか、地すべり対策事業の事業主体である兵庫県及び島根県の事業担当者が意見聴取者として参画した。

3 土地改良事業計画設計基準 計画（以下「計画基準」という。）について

計画基準は、計画基準が本来有すべき規範性と、技術に求められる即時性、柔軟性、選択性等を確保するため、①基準本文（事務次官依命通知）、②基準の運用（農村振興局長通知）、③基準及び運用の解説、④技術書の四つで構成されている。

これらのうち、地域の特性、個別の現場条件等にかかわらず、全ての計画において遵守すべき事項として、①基準本文には基本・規範的な事項を、②基準の運用には基準本文の具体的な事項をそれぞれ規定する。

また、①基準本文、②基準の運用に規定した事項について、根拠、背景等を明確にし、それらの適切な運用及び技術の向上を図る観点から、③基準及び運用の解説を整備する。

さらに、①基準本文、②基準の運用で一律に定めない事項、地域の特性、現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な計画事例、その他参考となる事項等については、④技術書として整備する。

